HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民事判例研究
Author(s)	橘井, 雄太
Citation	北大法学論集, 64(6), 206 [155] -186[175]
Issue Date	2014-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/54906
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol64no6_12.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

判例研究

民事判例研究

橘井雄太

最高裁第二小法廷平成24年３月23日判決（平成22年（受）第1529号、損害賠償請求事件、破棄差戻し）

判時2147号61頁、判タ1369号121頁、裁判集民240号149頁

インターネット上のウェブサイトに記事を掲載した行為が名誉毀損による不法行為を構成するとされた事例

【事実の概要】

X1（株式会社読売新聞西部本社）は、日刊新聞の発行、販売を行っている会社である。X2 ～ 4は、X1の従業員である（以下、X1 ～ X4を「X ら」といい、X2 ～ X4を「X2ら」という。）。

Y は、フリーのジャーナリストである。Y は、いわゆる押し紙問題[1]について取材を行っており、インターネット上に自ら開設した誰でも閲覧可能なウェブサイト（以下「本件サイト」という。）等において、新聞社の新聞販売店への対応や新聞業界の体質を批判的に報道している。

Y が平成20年３月１日に本件サイトに掲載した記事（以下「本件記事」という。）には、「X1は１日、福岡県久留米市にある YC 久留米文化センター前〔新

[1] 新聞社が、自社新聞の販売店に対し、実売数以上の新聞を買い取らせることで新聞の販売数を水増ししたり、実売数以上の新聞の供給中止を申し出た新聞販売店に対して、新聞販売店契約の解除や契約更新の拒絶をするなどといわれている問題。

聞販売店。以下「本件販売店」という。〕のA所長に対して、明日２日から新聞の商取引を中止すると通告した。現地の関係者からの情報によると、１日の午後４時ごろ、X1のX2法務室長、X3担当、X4担当の３名が事前の連絡なしに同店を訪問し、A所長に取引の中止を伝えたという。」との記載に続いて、「その上で明日の朝刊に折り込む予定になっていたチラシ類を持ち去った。これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象になる。」との記載（以下「本件記載部分」という。）がある。ところが、実際にチラシ類を持ち去ったのは、新聞折込広告代理店を営む訴外会社の従業員であり、同従業員は、本件販売店のA所長の了解を得た上で、これを持ち帰ったのであった。

Xらは、本件記載部分がXらの社会的評価を低下させる事実を摘示するものであると主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した。

第１審（さいたま地判平成21年10月16日 LEX/DB25480591）及び控訴審（東京高判平成22年４月27日 LEX/DB25480592）は、Xらの請求を棄却した。第１審及び控訴審の判断の概要は、次の通りである。すなわち、本件記載部分の第１文は事実の摘示であり、第２文は第１文において摘示された事実を前提とした法的見解の表明である。そして、本件サイト及び本件記事の性格を総合的に判断し、一般の閲覧者を基準にすると、本件記載部分によりXらの社会的評価は低下しない。

【最高裁判旨】

破棄差戻し。

「（１）ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものである（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年７月20日第二小法廷判決・民集10巻８号1059頁参照）。

前記事実関係によれば、本件記事は、インターネット上のウェブサイトに掲載されたものであるが、それ自体として、一般の閲覧者がおよそ信用性を有しないと認識し、評価するようなものであるとはいえず、本件記載部分は、第１文と第２文があいまって、X1会社の業務の一環として本件販売店を訪問したX2らが、本件販売店の所長が所持していた折込チラシを同人の了解なくして持ち去った旨の事実を摘示するものと理解されるのが通常であるから、本件記事は、Xらの社会的評価を低下させることが明らかである。

（2）そして、前記事実関係によれば、本件販売店の所長が所持していた折込チラシは、訴外会社の従業員が本件販売店の所長の了解を得た上で持ち帰ったというのであるから、本件記載部分において摘示された事実は真実ではないことが明らかであり、また、Yは、X1会社と訴訟で争うなど対立関係にあったという第三者からの情報を信用して本件サイトに本件記事を掲載したと主張するのみで、本件記載部分において摘示した事実が真実であると信ずるにつき相当の理由があったというに足りる事実を主張していない。

（3）そうすると、Yが本件サイトに本件記事を掲載したことは、Xらの名誉を毀損するものとして不法行為を構成するというべきである」。

以上のように判示し、Xらの被った損害について審理させるため、本件を原審に差し戻した。

【評釈】

1　本最高裁判決の意義

本最高裁判決は、インターネット上の表現行為について名誉毀損による不法行為の成立を認めた初めての最高裁判決である[2]。

---

[2] インターネット上の表現行為につき、名誉毀損罪の成立を認めた最高裁決定として、最決平成22年３月15日刑集64巻２号１頁がある。同事件では、インターネットの個人利用者である被告人が、フランチャイズ事業を営む株式会社を「カルト集団」などと批判したことについて、名誉毀損罪の成立が問題となった。第１審は、①インターネットでは、当事者が相互に対等の地位に立って言論を応酬し合えること、②個人がインターネット上で発信した情報の信頼性は一般的に低いものと受け止められていることを理由として、摘示された事実の真実性に関する誤信相当性（民法上の名誉毀損においては、下記３（1）の免責基準がこれに対応する。）について、被告人がインターネットの個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行ったか否かを問題にし、従来の基準とは異なる独自の（より緩やかな）基準を用いた。これに対し、控訴審は、①を理由として従来の基準を緩和するのは被害者保護に欠けること、そして、インターネットの個人利用者が発信する情報であるからといって必ずしも信頼性が低いとは限らないこと等を指摘し、誤信相当性に関する独自の基準を定立した第１審判決を破棄し、名誉毀損罪の成立を認めた。そして、最高裁は控訴審の判断を維持した。同決定は、刑事事件に対して判断を下したものであるが、誤信相当性において、インターネット上の言論の特質を考慮しないことを示したもの

大判明治38年12月８日民録11輯1665頁は、名誉の意義について、「名誉トハ各人カ其品性徳行名声信用等二付キ世人ヨリ相当二受クヘキ声価ヲ云フモノナリ」とした。同判旨は名誉毀損を被害者の社会的評価を低下させる行為と解するものであり、判例及び通説はこれを支持している[3]。名誉毀損は、新聞記事やテレビジョン報道といった表現媒体上に公表された表現によって生じる。そして、ある表現が事実を摘示するものであっても、また、意見ないし論評を表明するものであっても、被害者の社会的評価を低下させる内容であるならば、当該表現は名誉毀損に該当する[4]。では、ある表現が名誉毀損に該当するか否かは、どのように判断されるのか。本最高裁判決が引用する最判昭和31年７月20日民集10巻８号1059頁は、ある表現が名誉毀損に該当するか否かについて、「一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従（い）」判断すべきであるとしている。

ところで、名誉毀損を生じさせる表現媒体には様々なものがあり、それぞれに特質がある。そのため、ある表現が名誉毀損に該当するか否かを判断するに当たり、その表現媒体の特質を考慮しなくてよいかが問題となる。学説では、とりわけ、表現媒体がインターネットの場合について議論がなされている[5]。しかし、インターネット上の名誉毀損による不法行為の成否について判断を下した最高裁判決は未だ存在していなかった。このような状況の中で現れたのが本最高裁判決である。

２　本件の争点

最高裁は、本件記載部分によりＸらの社会的評価は低下しないとしてＹの不法行為責任を否定した第１審及び控訴審の判断を覆している。最高裁の立場を明確にするため、第１審及び控訴審と最高裁の判断の相違点を明らかにして

としての意義を有する。

もっとも、本最高裁判決は事実の誤信相当性ではなく、表現の名誉毀損性が問題となっているため、本最高裁判決と同決定とは問題となっている局面を異にする。したがって、本最高裁判決と同決定との間に直接的な関係を見出すことはできない。

[3] 五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003年）23 ～ 24頁。

[4] 浦川道太郎「本件判批」私法判例リマークス46号（2013年＜上＞）55頁。

[5] 下記４参照。

おこう。

第１審及び控訴審と最高裁の相違点の第１は、本件記載部分の第２文が事実の摘示であるか、それとも法的見解の表明であるかについての判断にある。第１審及び控訴審は第２文を法的見解の表明であるとし、最高裁は第１文と第２文があいまって事実を摘示するものであるとした。第１審及び控訴審と最高裁の相違点の第２は、本件記事が掲載された表現媒体の性格を考慮するか否かについての判断にある。第１審及び控訴審は、本件記載部分の名誉毀損性を判断する上で、本件記載部分のみならず、本件サイト及び本件記事を全体的に見る必要性を説いた。他方、最高裁は、第１審及び控訴審と異なり、本件サイト及び本件記事の性格を考慮することなく、本件記載部分の名誉毀損性を評価した。結論として、第１審及び控訴審は本件記事によりＸらの社会的評価は低下しないと判断し、他方、最高裁は本件記事によりＸらの社会的評価が低下すると判断した。

以下では、なぜ、第１審及び控訴審と最高裁の判断が分かれたのかについて検討する。検討の順序としては、まず、名誉毀損による不法行為に関する学説及び裁判例を概観し、次に、本件において問題となっているインターネットを表現媒体とする名誉毀損による不法行為に関する学説及び裁判例を見る。そして、これらの議論を踏まえた上で、本件の第１審、控訴審及び最高裁の論理を検討する。

３　名誉毀損による不法行為に関する学説及び裁判例

（１）名誉毀損による不法行為

名誉毀損は、他人の社会的評価を低下させる表現によって生じる。この局面においては、被害者の人格権保護の要請と加害者の表現の自由との間で衝突が生じる。そのため、名誉毀損による不法行為を考える上では、どのようにこれらの権利を調整するかという問題を解決する必要がある。この点に関して、判例は、名誉毀損に該当する表現行為があっても、一定の事由が存在する場合には不法行為責任を否定するとの法理を展開した。すなわち、表現を事実の摘示と意見ないし論評の表明とに区別し、それぞれについて不法行為責任を免責する基準を設定したのである[6]。

[6] 内田貴『民法Ⅱ債権各論（第３版）』（東京大学出版会、2011年）372頁は、事

事実の摘示による名誉毀損の場合、以下の事由が存在するとき、不法行為は成立しない。すなわち、名誉毀損の行為が公共の利害に関する事実に関わり、かつ、もっぱら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたとき、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しない。仮に摘示された事実が真実であることの証明がなされなくても、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があるとき、右行為者には故意または過失がなく、不法行為は成立しない（最判昭和41年６月23日民集20巻５号1118頁）。他方、意見ないし論評の表明による名誉毀損の場合、以下の事由が存在するとき、不法行為は成立しない。すなわち、名誉毀損の行為が公共の利害に関する事実に関わり、かつ、その目的がもっぱら公益を図るものであり、意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評の域を逸脱したものでない限り、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しない。仮に意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がなされなくても、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があるとき、右行為者には故意または過失がなく、不法行為は成立しない（最判平成９年９月９日民集51巻８号3804頁（ロス疑惑夕刊フジ事件判決））。このように、判例は、名誉毀損が事実の摘示により生じたか、それとも意見ないし論評の表明により生じたかを区別し、それぞれについて免責要件を設定して、人格権保護と表現の自由との調整を図っている。この判例の立場は、公益性要件について批判的な学説が存在するものの、多くの学説によって受容され、既に確立している[7][8]。

（2）事実の摘示と意見ないし論評の表明とを区別する基準

では、ある表現が事実の摘示か意見ないし論評の表明かをどのように区別す

実の摘示と意見の表明とを区別することについて、「意見の表明は、本来、表現の自由として手厚く保護される必要がある。このため、名誉毀損になるかどうかの判断はより慎重で」なければならないとする。

[7] 浦川・前掲注（４）56頁。

[8] 五十嵐清「判批」私法判例リマークス17号（1998年＜下＞）66頁は、判例の立場に対して、刑法230条の２第１項に由来する「その目的がもっぱら公益を図る」という要件を、民事不法行為事件にそのまま適用するのは狭すぎると指摘し、公益性要件を緩和あるいは削除することが望ましい旨を述べる。

るのか。最判平成16年７月15日民集58巻５号1615頁（ゴーマニズム宣言事件判決）は、次のように述べている。すなわち、ある表現が、証拠等をもってその存否を決することができる特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解される場合、その表現は事実の摘示に該当する。他方、ある表現が、証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などに該当する場合、その表現は意見ないし論評の表明に該当するというのである。

本件の第１審及び控訴審は、本件記載部分の第２文は法的見解を表明したものであると判断しているが、法的見解の表明は事実の摘示または意見ないし論評の表明のいずれに該当するのか。前出最判平成16年７月15日は、法的見解の正当性それ自体は、証明の対象とはなり得ないものであり、したがって、一般的に、法的な見解の表明には、その前提として、事実の摘示を含む場合があることは否定し得ないが、法的な見解の表明それ自体は意見ないし論評の表明に当たるとした。同判決は、被告が、原告によって被告著作のカットが無断で採録されたため、原告に対して著作権侵害との趣旨で「ドロボー」等と表現したことにつき、名誉毀損による不法行為の成否が争われた事案に対して下されたものである。当該表現について、同判決の調査官解説は、次のように述べている。すなわち、同判決においては、前提となる事実（原告によって被告著作のカットが無断で採録されたこと）自体が名誉を毀損するものではなく、その事実を前提とした法的な見解が名誉を毀損するか否かのみが問題となっているため、当該表現が意見ないし論評の表明に当たることは明らかであるというのである[9]。

もっとも、同判決は、法的見解の表明には事実の摘示を含む場合があるとしており、一般論としては、法的見解（意見ないし論評）の表明と事実の摘示との区別は不明確であると考えられる。学説においても、判例が用いる判断基準による区別は容易でなく、実際に裁判所の判断が分かれた場合が少なくないとの指摘がなされている[10]。

（３）名誉毀損による不法行為の成否と表現媒体の性格

[9] 中村也寸志「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成16年度502 ～ 503頁。
[10] 神田孝夫「論評ないし意見表明による名誉毀損と免責事由（三）」札大法学16巻１号（2004年）３頁。

ある表現により他人の社会的評価が低下するかについて判断する上で、表現媒体の性格はどのように扱われるのか。例えば、ある記事の内容が他人の名誉を毀損するか否かについて争われたとき、その記事が掲載されている表現媒体の性格として表現内容の信用性の低さが挙げられる場合、そのことを考慮した上で表現の名誉毀損性を考えるべきであろうか。最判平成９年５月27日民集51巻５号2009頁（前出最判平成９年９月９日と同様、ロス疑惑を扱った夕刊フジの記事について名誉毀損による不法行為の成否が争われた事件の判決）が、この問題を扱っている。同判決は、新聞記事を表現媒体とした名誉毀損による不法行為が争われた事案に対して下されたものである。当該新聞は、主に興味本位の内容の記事を掲載することが編集の方針であり、その読者層も、その編集方針に対応するものであった。そのため、同事件では、このような新聞の性質が名誉毀損による不法行為の成否にいかなる影響を与えるかが問題となった。同判決は、この点について次のように判示した。すなわち、当該新聞の編集方針、その主な読者の構成及びこれらに基づく当該新聞の性質についての社会一般的な評価は、右不法行為責任の成否を左右するものではない。そして、前出最判昭和31年７月20日を引用し、当該記事の名誉毀損性は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきであるとした。結論として、最高裁は名誉毀損による不法行為の成立を肯定した。

前出最判平成９年５月27日の調査官解説は、表現媒体の性格が名誉毀損による不法行為の成否に影響を与えることがあるのは、「当該媒体の性格上、これに掲載された表現が一般の読者においてその表現どおりの意味に受け取られることは一切あり得ず、記事の対象とされた者がその記事内容に従って評価を受ける危険性はおよそ生じないといった場合に限られる」と述べている[11]。

表現媒体の性格が名誉毀損による不法行為の成否に影響を与えないとした同判決の射程については、どのように考えるべきか。結論から述べると、同判決はあくまでも新聞記事を表現媒体とした名誉毀損による不法行為の事案に対して下されたものであり、他の表現媒体、例えば、インターネットを表現媒体とした名誉毀損による不法行為が争われた場合に、最高裁が同判決とは異なる判断基準を用いる可能性があると考えられる。なぜならば、新聞記事による名誉毀損が問題となった同事案においては、名誉毀損による不法行為の成否を判断

[11] 八木一洋「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成９年度633頁。

する上で、マスコミという表現主体の公共的性格が考慮されなければならないからである。この点について、同判決の調査官解説及び評釈の中には、次のような指摘がある。まず、同事案はマスコミの報道責任の問題に関わるものであるとの指摘がある[12]。次に、特定の新聞の編集方針が判断要素となるとすると、興味本位の俗悪なメディアであれば、客観的な裏付けのない報道記事を書き立てても名誉毀損が成立しないという不合理な結論を導くことになり、報道機関の公共的性格に照らして不当であろうとの指摘がある[13]。そして、娯楽性を理由に名誉毀損を認めない判断は、実際にはメディアを格差付け、報道の放任・奨励に繋がりかねないことに留意すべきであるとの指摘がある[14]。これらの指摘に見られる通り、公共的性格を有するマスコミによる名誉毀損の不法行為が問題となるときには、特殊な考慮をする必要がある。マスコミによる名誉毀損の不法行為と、マスコミ以外の主体、例えば個人による名誉毀損の不法行為とを同列に扱うことには慎重でなければならない。

4　インターネットを表現媒体とした名誉毀損による不法行為に関する学説及び裁判例

（1）学説

名誉毀損は様々な表現媒体を通して生じるものであり、表現媒体がインターネットであったとしても例外ではない。そして、インターネットを表現媒体とした名誉毀損による不法行為の成否は、基本的には、従来の一般理論に従って判断されるべきであるとされている[15]。しかし、インターネット上の言論の特

---

[12] 八木・前掲注（11）634頁は、前出最判平成９年５月27日が判示したことは、「名誉毀損の不法行為の一般論からすると、自然の帰結というべきものであるが、いわゆるマスコミの報道責任を考える際の基本的な問題に関わる」と述べている。

[13] 金子順一「判批」判タ978号（1998年）107頁。

[14] 田島泰彦「1993年マスコミ関係判例回顧　名誉・肖像権・プライバシーなどの動向を中心に（上）」新聞研究512号（1994年）99頁。

[15] 例えば、高橋和之「インターネット上の名誉毀損と表現の自由」高橋和之ほか編『インターネットと法（第４版）』（有斐閣、2010年）67頁は、「一般に『オフラインで違法なことは、オンラインでも違法である』といわれるが、この点は名誉毀損についても同様である。したがって、名誉毀損に関する一般理論は、

質として、匿名性の高さ、言論の双方向性（情報発信の交代の容易性）、損害の拡大の容易性、表現者とプロバイダやホームページの管理者の分離といったものを挙げることができる[16]。これらの特質をもったインターネットを表現媒体とする名誉毀損による不法行為については、従来の判例の判断基準がそのまま妥当するかを考えなければならない。以下では、インターネット上の表現行為であるということが、名誉毀損による不法行為の成否にいかなる影響を与えるかについて検討する。なお、表現者とプロバイダやホームページの管理者の分離という問題は、名誉毀損的表現を閲覧可能にしているプロバイダや管理者がいかなる責任を負うかという問題に関わっている。本件では、プロバイダや管理者の責任ではなく、表現者自身の責任が問題となっているため、以下では、表現者自身の責任についてのみ検討する。

第１に、インターネット上の言論の特質である匿名性が、名誉毀損による不法行為の成否にいかなる影響を与えるかについて検討する。匿名性が確保される（ことが多い）インターネットの世界において、当事者は、自身が特定されないよう現実とは異なる性別や年齢を設定した上で掲示板やフォーラムに参加することによって仮想世界を形成することができる。この仮想世界においては、個人（名誉毀損の文脈における被害者）が特定されない以上、どのような発言があっても、人の社会的評価が低下するという名誉毀損の問題が起こる余地はないと考えることもできる。しかし、現実には、被害者は特定され、その者の名誉が毀損される場合が多い。このような場合には、名誉毀損による不法行為が成立するとされる[17]。

第２に、言論の双方向性が、名誉毀損による不法行為の成否にいかなる影響を与えるかについて検討する。言論の双方向性は、学説が主張する対抗言論の

ここでも妥当する。」としている。

[16] 佃勝彦『名誉毀損の法律実務（第２版）』（弘文堂、2008年）102頁。なお、堀部政男編著『インターネット社会と法（第２版）』194頁（籾岡宏成）（新世社、2006年）は、インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害が他のメディアによるそれとの相違点として、①被害が、著名人のみならず一般人、個人のみならず団体にも及ぶことがある、②対抗言論が比較的容易である、③匿名性の高さ、職業意識の欠如のため、無責任・不正確な情報が溢れること、④一旦流出した情報が延々と流通すること、という点を挙げる。

[17] 五十嵐・前掲注（３）102頁、佃・前掲注（16）117 ～ 118頁。

理論と関係している[18]。個人による情報発信が容易であるインターネットの世界では、各人が対等な言論手段を有している。このことを前提にすると、自ら論争の場に上がった者は、この者に負担を要求しても不公平とはいえない事情があるとき、名誉毀損的言論に対して言論による反論をすべきである。このように考えるのが、対抗言論の理論である。人の名誉が言論により毀損されるならば、その回復もある程度まで言論を通じて行うことができる。そうであるならば、国家（裁判所）が救済のために介入する必要はなく、むしろ、当事者の自由な言論に委ねておくほうがよい。この思想が対抗言論の理論の根底にある。対抗言論の理論が妥当するとき、他人の名誉を毀損する表現には、原則として違法性がないとされる。もっとも、日本の裁判所はこの理論を正面から認めるには至っていないとの指摘がある[19]。

第３に、損害の拡大の容易性が、名誉毀損による不法行為の成否にいかなる影響を与えるかについて検討する。インターネット上の情報はすべて電子情報であり、他のサイトに転載するなどして容易にこれを広めることができる。したがって、インターネット上の名誉毀損によって被害者に与えられる実害や不安感は、決して小さなものではない[20]。このことは、社会的評価が低下する危険性の高さと損害額の高額化につながると考えられる[21]。

第４に、特に個人により発信された情報の正確性の低さが指摘されることがある[22][23]。個人により開設されるウェブサイト上の記事は、当該個人の一方的か

---

[18] 対抗言論の理論については、高橋・前掲注（15）64頁以下が詳しい。対抗言論の理論に関する以下の記述は、高橋・前掲注（15）64頁以下に負う。

[19] 堀部・前掲注（16）195頁。

[20] 浦川・前掲注（４）57頁。

[21] 本最高裁判決の差戻審である東京高判平成24年８月29日判時2189号63頁は、損害額の算定の考慮要素の一つとして、「インターネット上のウェブサイトへの掲載という深刻な被害を生じさせかねない態様で行われ」たことを挙げている。

[22] 浦川・前掲注（４）57頁。

[23] これに対し、刑法上の名誉毀損罪の文脈においてではあるが、佐藤結美「判批」北大法学論集61巻１号（2010年）336頁は、「インターネットが広く普及するにしたがって、専門的知識を持ち、一定以上の根拠に基づいた情報を発信する能力のある個人利用者が事実を摘示することがあり得るため、インターネット上の情報を一律に信頼性が低いものと解することはできない」と述べる。

つ主観的見地を反映したものとなる。そして、読み手も、常識的に、その記事は正確性に欠ける内容を含むものと受け取る[24]。この見解に即して考えると、情報の正確性の低さは、社会的評価の低下を認定しにくくなることにつながる。このことは、主に興味本位の内容の記事を掲載している新聞の性質が、名誉毀損による不法行為の成否に影響を与えるか否かが争われた前出最判平成９年５月27日と関連する問題であると考えられる。

第５に、インターネット上の名誉毀損による不法行為においては、一個人が加害者となることが多くなると考えられるところ、個人利用者の情報収集能力を、免責要件である真実性の証明基準または誤信相当性の基準において考慮すべきであるとする見解がある[25]。従来、この基準は、適用対象がマスメディアであることを想定して厳格に解されてきた。この基準を、マスメディアと比べて情報収集能力が一般的に高くない個人に適用すると、個人に不可能を強いることにもなりかねず、表現に対する過度な畏縮効果が生じる。そこで、表現主体の差異を考慮し、インターネット上の一般個人による表現行為について、個人に要求される真実調査の程度を、報道機関に要求される程度よりも緩和する余地を認めるべきではないかというのである[26]。

以上の議論は、インターネット上の言論の特質と関連づけられたものであるが、インターネット上の名誉毀損による不法行為としては、掲示板における討論により生じたり、ウェブサイト上の記事により生じたりするなど、様々な事例があり得る。そのため、これらの議論が妥当なものと考えられるとしても、およそインターネット上の名誉毀損による不法行為の事例であれば、これらの議論の射程が及ぶというわけではないことに注意すべきである。

（２）裁判例

インターネット上の名誉毀損的表現について判断を下した裁判例としては、東京高判平成13年９月５日判時1786号80頁（ニフティサーブ第１事件判決）が

---

[24] 浦川・前掲注（４）57頁。

[25] 刑法上の名誉毀損罪についてではあるが、嘉門優「判批」立命館法学332号（2010年）268 ～ 269頁。

[26] 鈴木秀美「『ネット告発』と名誉毀損」ジュリスト1411号（2010年）29頁。

ある[27]。同事件では、パソコン通信を利用したフォーラム（会議室）における討論において、当事者の一方（被告）が他方（原告）に対し、揶揄的、侮辱的な表現をしたことについて、名誉毀損による不法行為の成否が問題となった。第１審（東京地判平成９年５月26日判時1610号22頁）は、原告の請求を認めたところ、被告が控訴し、対抗言論の主張をした。この主張に対して、控訴審は、フォーラムにおいても議論の節度は必要であるとした。そして、フォーラムにおいては、批判や非難の対象となった者が反論することは容易であるが，言葉汚く罵られることに対しては、反論する価値も認め難く、反論が可能であるからといって、罵倒することが言論として許容されることになるものでもないとして、対抗言論の主張を認めなかった。結論として、被告の不法行為責任を肯定した。

これに対し、東京地判平成13年８月27日判時1778号90頁（ニフティサーブ第２事件判決）は、被告の不法行為責任を否定した。同事件においても、パソコ

[27] 同事件では、パソコン通信を表現媒体とする名誉毀損による不法行為の成否が問題となっている。パソコン通信について、金子順一「判批」判タ1125号（2003年）74頁は、「パソコン通信とは、パソコンなどを電話回線などで主催者のホストコンピューターに接続することにより、ネットワークに加入している会員同士で情報交換を行ったり、会員がホストコンピューター内に蓄えられた情報を引き出したりする通信手段である」と述べる。パソコン通信もインターネットと同様、パソコンと通信回線を用いた通信手段である。しかし、パソコン通信は会員制の閉ざされたものであり、インターネットは世界に向けて開かれているものであることから、両者は似て非なる概念であるといえよう。そこで、名誉毀損による不法行為の文脈において、両者を同列に扱ってよいかが問題となる。

本稿では、次の理由から、パソコン通信とインターネットとを区別せず、どちらも「インターネット」ということとする。第１に、パソコン通信においては、ハンドル名やID番号を用いて発言を書き込むことができることから、匿名性が確保されている（ことが多い）。第２に、パソコン通信においては、個人による情報発信が容易であることから、言論の双方向性が認められる。このように、パソコン通信上の言論の特質とインターネット上の言論の特質（上記４（１）参照。）には共通点があるため、両者を区別する実益は乏しい。佃・前掲注（16）104頁も、「インターネットもパソコン通信も多数人に開かれた通信手段である点で共通するため特に両者を区別する実益に乏し」いとして、パソコン通信とインターネットとを区別していない。

ン通信を利用したフォーラムにおける被告の発言について、名誉毀損による不法行為の成否が問題となった。東京地裁は、まず、パソコン通信について、各会員は自由に発言することが可能であるから、被害者が加害者に対し、必要かつ十分な反論をすることが容易な媒体であるとした。その上で、被害者の反論が十分な効果をあげている場合、社会的評価が低下する危険性は認められず、名誉ないし名誉感情毀損は成立しないとした。そして、このような「パソコン通信上の表現行為の特性に照らすと、パソコン通信上の発言が人の名誉ないし名誉感情を毀損するか否かを判断するに当たっては、発言内容の具体的吟味とともに、当該発言がされた経緯、前後の文脈、被害者からの反論をも併せ考慮した上で、パソコン通信に参加している一般の読者を基準として、当該発言が、人の社会的評価を低下させる危険性を有するか否か、対抗言論として違法性が阻却されるか否かを検討すべきである」とし、当該発言は、名誉毀損による不法行為に該当しないとした。学説上、同判決は対抗言論の法理を適用したものであると評価する見解がある[28]。

以上の裁判例のほか、東京地判平成９年12月22日判時1637号66頁の事件では、パソコン通信に関して、ある会員（被告）が他の会員（原告）の ID 不正使用に関する発言を掲示板に掲示した行為について、名誉毀損による不法行為の成否が問題となった。同判決は、被告の発言は、既に生じていた ID 不正使用の疑惑の具体的な内容に新たな事実を付加するものではないなどとして、原告の社会的評価は低下しないと判断した。また、東京地判11月９月24日判時1707号139頁の事件では、大学が開設したホームページ上に、発言者が、自身の所属する学生グループ（被告）が対立する他の学生グループ（原告）から暴力による傷害を受けた旨を記載したことについて、名誉毀損による不法行為の成否が問題となった。同判決は、当該記載を閲覧した者に対し、原告らが傷害事件という犯罪行為を犯したという印象を与えるものであるから、当該掲載によって原告らの社会的評価が低下するとした。これら２つの判決は、表現媒体がインターネットであることの特殊性に言及していない。

５　本最高裁判決の検討

（１）第１審

[28] 五十嵐・前掲注（３）104頁。

第１審は、一般論として、ある表現が他人の社会的評価を低下させるかという判断は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきであるとした。そして、この判断に当たっては、問題の箇所のみならず、その前後の文脈、さらには記事全体の趣旨、記載内容及び体裁等を考慮して判断すべきであるとした。

本件記載部分について、第１文は、X2らがチラシ類を持ち去ったという事実を摘示するものであり、第２文は、第１文を前提としたＹの法的見解を表明したものであるとした。その上で、チラシ類の持ち去り行為については、Ａの了解なく、あるいはＡの意思に反するもので、犯罪行為を構成するとの印象を読者に抱かせるものであり、Ｘらの社会的評価を低下させ得るとした。しかし、①本件記載部分は本件記事の22行中２行程度を占めるにすぎないこと、②本件記載部分に続く部分に照らせば、本件記事は、Ｘが押し紙を拒否した新聞販売店に対して一方的に取引停止を通告した行為について、経営者の責任を指摘する点に主眼があったこと、③本件サイトは、押し紙問題を中心に取り上げて新聞社を批判する趣旨のサイトであること、④本件記載部分の前後の文脈からすれば、チラシ類の持ち去り行為は、Ａの目前で行われた（したがって、窃盗に該当しない）と読者に理解されるものであること、⑤Ｙは、記事を掲載した24日後に本件記載部分の記述を改めていること、⑥本件サイトへのアクセス数は１日500ないし600件程度であり、実際の本件記載部分を閲覧した者の数はそれを下回ると言い得ること、⑦Ｙは、X2に対して、本件記事に対する反論を本件サイト上に掲載する旨を連絡しており、不十分とはいえ、反論の機会を与えていること、⑧本件記載部分につきＸらに対して苦情や抗議が寄せられたような事情も証拠上見当たらないこと、これらを理由として、本件記事の読者が、X2らが犯罪行為を行ったと考える可能性はそれほど高くないとした。結論として、本件記事によりＸらの社会的評価は低下しないとした。

（２）控訴審

控訴審は、一般論として、前出最判昭和31年７月20日を引用し、ある表現が他人の社会的評価を低下させるかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきであるとした。そして、インターネットのウェブサイト上の表現が人の社会的評価を低下させるか否かについても、同じ基準で判断すべきであるとした。また、前出最判平成９年９月９日判決を引用し、問題となって

いる表現が、事実の摘示か意見ないし論評の表明かの区別に当たっても、一般閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方とを基準として判断すべきであるとした。そして、それらの判断に当たっては、問題とされる箇所のみならず、その前後の文脈や当該記事全体の趣旨、内容及び体裁並びに当該記事全体から受ける印象等を総合的に考慮すべきであるとした。

本件記載部分については、第１文が事実の摘示であり、第２文は第１文を前提とした法的見解の表明であるとした。その上で、窃盗という語のみに着目すれば、X2らの行為が犯罪行為を構成するとの印象を一般の閲覧者に与えることは否定し得ないとした。しかし、①本件サイトは、押し紙問題を中心に取り上げ、新聞社を強く批判する趣旨のサイトであること、②本件記事も、押し紙問題に関連してＸの対応の在り方を非難する点に主眼があり、チラシ類の持ち去りについても、極めて批判的な視点に立って論評を加えていることが一読して明らかであること、これらを理由として、本件記事の一般の閲覧者が、X2らが窃盗に該当する行為を行ったものと理解する可能性は乏しいとした。結論として、本件記事によりＸらの社会的評価は低下しないとした。

（３）最高裁

最高裁も、一般論として、控訴審と同様に前出最判昭和31年７月20日を引用し、ある表現が他人の社会的評価を低下させるかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきであるとした。

本件記事については、「インターネット上のウェブサイトに掲載されたものであるが」と留保しつつ、一般の閲覧者がおよそ信用性を有しないものと認識し、評価するようなものではないとした。その上で、本件記載部分は、第１文と第２文があいまって、X2らが、Ａの所持するチラシを同人の了解なく持ち去った旨の事実を摘示するものと理解されるのが通常であるとした。結論として、本件記事によりＸらの社会的評価は低下すると判断し、進んで、免責要件である真実性または誤信相当性の証明がないため、名誉毀損による不法行為責任が成立するとした。

（４）検討

本件記事の名誉毀損性を否定した第１審及び控訴審と、肯定した最高裁の判断の相違点は、①本件記載部分（特に第２文）は、事実の摘示か法的見解（す

なわち、意見ないし論評）の表明かという点と、②本件記事の名誉毀損性を判断する上で、本件サイト及び本件記事（表現媒体）の性格を考慮するか否かという点にある[29]。

これら２点について、浦川道太郎教授は、①②は相互に絡み合っており、②に対する評価が①の判断に影響を与え、その結果として、第１審及び控訴審の判断と最高裁の判断が分かれたと指摘している[30]。本最高裁判決をこのように読むことは妥当であろうか。そもそも、ある表現が事実の摘示か意見ないし論評の表明かという問題は、免責要件である真実性または誤信相当性の証明対象との関係において意味を持つものである[31]。そうすると、免責要件ではなく名誉毀損性について、第１審及び控訴審と最高裁の判断が分かれた本件において、①の問題が結論に影響したという論理は理解しにくい。また、本事案に関して述べると、次の理由から、第２文は事実の摘示か法的見解の表明かという問題は、結論に影響しないと考えられる。すなわち、仮に、第２文が名誉毀損性のある法的見解の表明だと考えた場合、真実性または誤信相当性の証明対象は、その法的見解の表明が前提としている事実の主要な部分となる。そうすると、本事案における真実性または誤信相当性の証明対象は、第１文において摘示された事実の主要な部分である。第１文では、（Ｙは「Ｘらが持ち去った」とはしていないが、前後の文脈をみると）Ｘらがチラシを持ち去ったという事実が摘示されている。この行為主体は、第２文の表現（法的見解の表明）が前提としている事実の主要な部分に該当するであろうから、本事案では、行為主体が真実性または誤信相当性の証明対象に該当する。本事案において、Ｙは、行為主体について、真実性または誤信相当性の証明に成功していないため[32]、Ｙの不法行為責任が成立することになるであろう。このように、本事案においては、本件記載部分（特に第２文）が事実の摘示であれ法的見解の表明であれ、いずれにせよ、免責が認められないことになり、結論は変わらない[33]。以上の理由

---

[29] 上記２参照。

[30] 浦川・前掲注（４）57頁。

[31] 上記３（１）参照。

[32] 上記【最高裁判旨】（２）参照。

[33] 和田真一「本件判批」法律時報85巻10号（2013年）120頁は、「本件記載部分は、行為主体が事実と異なるから、判例によれば事実の摘示でも論評でも、いずれにせよ真実性を欠き、違法性は阻却されない」と述べる。もっとも、これに続

から、①の問題が、第１審及び控訴審と最高裁の結論を分けた理由として考えることはできない[34]。

①の問題が結論を分けた主たる理由にならない以上、結論に影響を与えたのは、②の問題に対する考え方の違いであるといえよう。第１審及び控訴審と最高裁のどちらも、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として記事の名誉毀損性を判断すべきであるとしている。その上で、第１審及び控訴審は本件サイト及び本件記事の性格を考慮に入れて本件記事の名誉毀損性を判断したのに対し、最高裁は本件サイト及び本件記事の性格を捨象して判断した。すなわち、第１審及び控訴審は、一般の閲覧者は本件サイト及び本件記事の性格を認識した上で記事を読むと考えており、反対に、最高裁は、一般の閲覧者は本件サイト及び本件記事の性格を認識せずに読むと考えているのである[35]。

では、なぜ、第１審及び控訴審は本件サイト及び本件記事の性格を考慮したのであろうか。判例は、新聞記事に関するものであるが、編集方針、その主な読者の構成及びこれらに基づく当該新聞の性質は、名誉毀損による不法行為責任の成否に影響を与えないとしている[36]。そして、問題となった表現媒体が一般的に全く信用性を有しない場合でなければ、名誉毀損による不法行為の成否に影響を与えないという立場である。そうすると、本件サイト及び本件記事が一般的に全く信用性を有しないとはいえない場合に、表現媒体の性格を考慮することは判例の立場に抵触しそうである。ところが、第１審及び控訴審は、本件サイト及び本件記事がおよそ信用性を有しないといった認定をせずに、本件

けて、和田真一教授は本最高裁判決を批判的に見る立場から、実際にチラシ類を持ち去った者は、X1会社の関連会社の従業員であったことと、X2らと同従業員の行為の連続性に着目して、「それをX2らが持ち去ったと表現することが、どの程度事実と異なり、『X2ら退去の後、入ってきたX1関連会社の従業員に持ち去られた』と記述するよりX2らの社会的評価を低下させることになるのかは、疑問」であると述べる。

[34] 中村肇「本件判批」法の支配170号（2013年）102頁は、事実の摘示による名誉毀損か、法的見解の表明による名誉毀損かの区別は截然としたものとはいえないことから、①の問題が、第１審及び控訴審と最高裁の判断を分けた主たる理由とはいえないと述べる

[35] 中村肇・前掲注（34）102頁。

[36] 上記３（３）参照。

サイト及び本件記事の性格を考慮して本件記載部分の評価を行っている。仮に、第１審及び控訴審のこのような判断が判例に抵触していないとするならば、その理由としては、次のことが考えられる。すなわち、前出最判平成９年５月27日は、あくまで新聞記事による名誉毀損による不法行為について判断したにすぎず、したがって、表現媒体がインターネットである場合に、最高裁が同判決と異なる判断基準を用いる可能性が残されている[37]。

この点について、最高裁はどのように考えているのか。最高裁は、本件記事について、「インターネット上のウェブサイトに掲載されたものであるが」と留保している。この理由としては、次のことが考えられる。すなわち、表現媒体がインターネットである場合は、従来の判例の判断基準とは異なる判断基準が用いられる可能性があるため、最高裁がこの点を将来の問題として残した。最高裁は、前出最判平成９年５月27日について、同判決はあくまで新聞記事について判断したのであり、表現媒体がインターネットである場合の判断はなされていないと考えているように思われる。したがって、一般論としてインターネットという表現媒体の性格を考慮すること自体は判例に抵触しないが、本件記事に限定すると表現媒体の性格を考慮するのは妥当でないと最高裁は考えているのであろう。本件記事は、Ｙ個人により開設されたウェブサイト上に載せられたものであるが、Ｙはジャーナリストという立場で本件記事を載せている。その本質は、これまで名誉毀損による不法行為の問題となってきた新聞記事等と大きな相違はなく、本件は、上記４で検討したインターネット上の言論の特質が当てはまるような事案ではない。そのため、最高裁は、本件記事はインターネット上のウェブサイトに掲載されたものではあるが、本件の解決としては、従来の判例が打ち立ててきた判断基準がそのまま妥当すると考えたのであろう[38][39]。

---

[37] 上記３（３）参照。

[38] 建部雅「本件判批」判例セレクト2012（Ⅰ）25頁も、本最高裁判決は、「本件記事に限定して、インターネット上の情報に対する信頼性の低さを考慮しない判断を示したが、これはインターネット上の表現行為全てに及ぶものではない」と述べる。

[39] 本最高裁判決が、本件記事について、インターネット上のウェブサイトに掲載されたものであるが、と留保していることと、新聞記事の性質が名誉毀損による不法行為責任の成否を左右しないと判断した最判平成９年５月27日との関

（5）本最高裁判決の位置づけ

インターネットを表現媒体とする名誉毀損による不法行為の成否について、従来の判例と同様の判断基準を用いた本最高裁判決の位置づけを検討する。学説は、インターネットを表現媒体とする名誉毀損による不法行為の成否について、インターネット上の言論の特質と関連づけて議論してきた。その特質とは、匿名性の高さ、言論の双方向性、損害の拡大の容易性、情報の正確性の低さ、情報収集能力に乏しい一個人が加害者となることが多い、というものであった。

では、本件は、これらの特質を備えているだろうか。まず、本件では、被害者が特定されている。そのため、本件では、匿名性がない。次に、本件は記事の内容が問題となっているところ、本件で問題となっている表現は、前出ニフティサーブ第１事件及び第２事件で問題となった掲示板での議論の過程における発言等とは異なる。そのため、本件では、当事者の言論の双方向性は認められない。また、本件記事における情報の正確性の低さについては、最高裁が否定した。そして、一個人が加害者となることについては、学説上、免責要件に関する真実性または誤信相当性の基準において表現主体の差異を考慮することが主張されている[40]。しかし、本件では、当該基準が争点となったのではなく、表現の名誉毀損性が争点となったため、学説上の議論との関係においては、本件では、一個人が加害者となったことは問題とならない。このように見ていくと、本件においては、上記特質のうち、損害の拡大の容易性のみが当てはまるといえよう。もっとも、この損害の拡大の容易性について、本最高裁判決は何も述べていない。

結局のところ、本件は、インターネット上の名誉毀損による不法行為の成否

係について、次のような指摘がある。

まず、和田・前掲注（33）120頁は、本最高裁判決は最判平成９年５月27日が判示したことと異なる方向性を示すようにも見えると述べる。他方、中村・前掲注（34）102 ～ 103頁は、本最高裁判決について、「ウェブサイト上の記事自体が情報の信頼性に欠けるような場合には、名誉毀損の成立が否定される余地は残すものと解される。しかし、あくまで記事自体の内容が一般の閲覧者にとって信用性がないと解される場合であって、ウェブサイト自体の特殊性を考慮するものではない」と述べる。それに続けて、本最高裁の判断は最判平成９年５月27日に共通するものであると述べる。

[40] 上記４（１）参照。

に関して、上記４の議論が前提とする事案（例えば、前出ニフティサーブ第１事件及び第２事件）とは異なるものであったといえよう。そのため、本最高裁判決をインターネット上の名誉毀損による不法行為の成否について判断した先例として、重要な意義を有するものと見ることはできない。

６　本最高裁判決の射程

本件では、インターネット上のウェブサイトの記事について名誉毀損による不法行為の成否が問題となっている。しかし、最高裁は本件記事に限定してインターネット上のウェブサイトの性格を考慮しなかったのであり[41]、本最高裁判決の射程はインターネット上の表現行為のすべてに及ぶものではないと考えられる。したがって、今後、インターネット上の表現行為が名誉毀損による不法行為に該当するかについて争われた場合に、インターネット上のウェブサイトの性格を考慮することがあり得る。

＊本最高裁判決の評釈としては、注に掲げたもののほか、仮屋篤子「本件判批」新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）11号（2012年）91頁がある。

[41] 上記５（４）参照。